

令和6年10月24日

第20回教育委員会定例会資料

教育部指導課

立川市 学校における働き方改革総合プラン

令和6年9月改定
立川市教育委員会

目 次

- 1 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」について
 - (1) 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」の目的
 - (2) 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」の取組の方針
- 2 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」の総括
 - (1) 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」の取組の方針の達成状況
 - (2) 検 証
 - (3) 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」における具体的施策の達成状況
- 3 立川市立学校教員の勤務実態
 - (1) 立川市立学校教員の1か月当たりの時間外在校等時間の割合（年間）
 - (2) 都内公立学校教員と立川市立学校教員の時間外在校等時間の割合（10月分）
- 4 立川市教育委員会において実施している主な取組
 - (1) 時間外在校等時間の上限時間の原則
 - (2) 在校時間の把握と意識改革
 - (3) 部活動の負担軽減
 - (4) 業務改善・指導体制の充実
- 5 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」改定の基本的な考え方
- 6 立川市教育委員会における今後の取組
 - (1) 学校・教員が担うべき業務の精査
 - (2) 役割分担の見直しと外部人材の活用
 - (3) 負担軽減・業務の効率化
 - (4) 働く環境の改善
 - (5) 意識改革・風土改革

1 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」について

(1) 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」の目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められている。こうした中、教員の長時間労働の実態が明らかとなり、教員の心身の健康に影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。そのため、教員の長時間労働の改善に取り組み、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ることを目的として、立川市教育委員会において、平成31年3月に「立川市 学校における働き方改革総合プラン」を策定した。

(2) 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」の取組の方針

立川市立小・中学校教職員の勤務実態や平成31年1月25日付文部科学省初等中等教育局長通知「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（通知）」に基づき、立川市教育委員会は3つの方針を定めることにより、教員の長時間労働の改善を図ることとした。

【方針①】

1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超える月は、1年間に6か月までとする

【方針②】

1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、80時間を超える教員の割合を5%以下にし、連続する複数月を超える教員を0にする

【方針③】

1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、100時間を超える教員を0にする

※在校等時間：在校時間（休憩時間等を除く）に職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している

校外での時間（休憩時間を除く）を加えた時間

※時間外在校等時間：在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間

2 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」の総括

(1) 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」の取組の方針の達成状況

本プランの取組の方針の目標達成状況については、以下のとおりである。

※2019年度（平成31年度）1月より出退勤システム稼働

【方針①】1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、
45時間を超える月は、1年間に6か月までとする。

◆時間外在校等時間 45時間を超える月が、1年間に6か月までの教員の割合

1か月の時間外 在校等時間	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
45時間以上が 6か月まで	—	—	66.9%	63.8%	65.1%	68.0%

※割合が高いほど、改善が進んでいる。

【方針②】1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、
80時間を超える教員の割合を5%以下にし、連続する複数月を超える教員を0にする。

◆時間外在校等時間 80時間を超える教員の割合及び連続する複数月に80時間を超える教員の割合

1か月の時間外 在校等時間	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
80時間以上	22.7%	12.2%	21.7%	24.7%	18.7%	16.0%
連続する複数月 80時間以上	2.9%	5.7%	12.8%	10.7%	9.6%	8.0%

※年間で1回でも80時間を超えた月がある場合を計上している。

【方針③】1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、
100時間を超える教員を0にする。

◆時間外在校等時間 100時間を超える教員の割合

1か月の時間外 在校等時間	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
100時間以上	11.6%	3.8%	8.4%	8.7%	6.1%	5.3%

※年間で1回でも100時間を超えた月がある場合を計上している。

(2) 検 証

平成31年3月に策定した「立川市 学校における働き方改革プラン」で3つの方針を定めたが、令和5年度において、時間外在校等時間45時間を超える月が、1年間に6か月までの教員の割合は68.0%であった。また、時間外在校等時間80時間を超える教員の割合は16.0%、連続する複数月に80時間を超える教員の割合は8.0%、時間外在校等時間100時間を超える教員の割合は5.3%となっている。全ての方針において目標とした数値を超える教員が一定数おり、いずれの方針においても目標は達成していない。

多様な取組が教員業務に反映された結果、時間外在校等時間が45時間を超過する教員の割合は減少傾向が見られるものの、依然として、長時間勤務の教員が多い状況である。ただし、外部人材の活用等により、今まで事務作業を行っていた時間を授業準備や児童・生徒と向き合う時間に充てることができているとの意見もあるため、業務時間を短縮するだけでなく、学校教育の質の維持向上につながるような取組を進めることが必要である。教員が心身ともに健康で、やりがいをもって生き生きと働く環境づくりを一層進めていくため、引き続き、教員の時間外在校等時間を減少させる取組を続けていく。

なお、学校における働き方改革を進めるためには、立川市教育委員会や個々の学校の取組だけでは限界があるため、働き方改革への理解、協力を保護者等へお願いするとともに、国や東京都教育委員会に働きかけを行い、人的支援や財政支援の拡充、各種調査の精選・見直しなどを要望していく必要がある。

(3) 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」における具体的施策の達成状況

本プランにおける具体的施策の達成状況については、以下のとおりである。

取組項目	取組内容	具体的取組	評価
在校時間の把握と意識改革（学校における勤務時間を意識した働き方の推進）	①学校及び立川市教育委員会は、長期休業日中における教員の年次有給休暇の取得の目標値を5日としている。	・年次有給休暇の5日間取得	学校閉庁日を設定するなど、休暇取得を促進できている。
	②立川市教育委員会は、東京都教育委員会の「公立小・中学校教員のタイムマネジメント力向上支援事業」を平成31年度（2019年度）以降に実施する計画を立て、外部専門家等による定期的な研修を実施するなどして、教員が業務の効率化を進め、自らのタイムマネジメントを行う能力の向上を図る。	・計画の策定 ・外部講師を招聘した研修会の実施 ・校内研修の実施	計画の策定には至らなかったが、校長会や副校長会等の機会をとおして、業務の効率化に関する情報提供や、校内研修等の啓発を行った。
	③立川市教育委員会は、タイムマネジメント力向上推進校を指定し、業務の効率化の研究に加え、勤務時間外緊急時の連絡方法の構築を進めて成果と課題を明確にする。その成果と課題を受け、立川市としての勤務時間外における連絡体制を確立する。	・現状把握とモデル校の選定 ・モデル校の実践 ・連絡体制の確立と各校への普及	モデル校の指定には至らなかったが、勤務時間外等における緊急時の連絡体制について、校長会と連携して確立できた。
	④立川市教育委員会は、東京都教育委員会の「出退勤管理システム導入支援事業」を活用し、平成31年度（2019年度）以降にタイムレコーダー等により出退勤管理を行い、教員の働き方に関する意識の変革を図る。	・出退勤管理システムの導入 ・働き方に関する課題の洗い出し	出退勤管理システムを全校で導入し、教員の出退勤の状況について把握可能となった。
	⑤立川市教育委員会は、学校における働き方改革を進めることにより、教員の長時間労働を改善し、ひいては学校教育の質の向上につなげていくという目的的理解啓発を進めるため、広報やWebサイト等を活用して「立川市 学校の働き方改革総合プラン」を広く保護者、市民へ周知する。	・プランの策定 ・保護者や市民等への周知	プランを立川市のホームページへ公開し、取組の周知を図った。
	⑥学校及び立川市教育委員会は、教員の意識改革を進めるため、管理職向け及び一般教員向けの研修を実施する。	・管理職と教員向け研修会の実施	管理職向け及び一般教員向けの研修を実施した。
部活動の負担軽減	①立川市教育委員会は、検討委員会を設置し、複数の学校による合同部活動の実施または総合型地域スポーツクラブとの提携による運営の実施を検討する。	・検討委員会の設置 ・実態調査 ・試行実施	検討委員会を設置し、部活動の地域連携・地域移行に関する検討を行った。
	②立川市教育委員会は、「部活動指導員」を雇用して各学校に配置（派遣）し、各競技等のより専門的な技術指導を行わせるとともに、対外試合等への引率や部活動指導計画の作成を行わせるなどして、顧問の負担軽減を図る。	・部活動指導員の採用 ・部活動指導員の増員 ・部活動指導員の全校配置	中学校全校に、部活動指導員を配置した。また、全部活動の年間指導計画を作成した。
	③「立川市立中学校に係る運動部活動の方針」に沿って実施する。	・方針に基づいた活動の実施	方針を改訂し、新たな方針に基づいて活動に取り組んだ。
業務改善・指導体制の充実（学校における業務改善、勤務環境の充実）	①立川市教育委員会は、平成30年度（2018年度）に「統合型校務支援システム」導入に向けた計画を立て、平成31年度（2019年度）以降に、東京都教育委員会の「統合型校務支援システム導入支援事業」を活用して整備を行う。計画策定に当たっては、平成30年度（2018年度）に専門的な知識を有するコンサルタントの支援による現状分析や導入方法の検討を行ったうえで、校務支援システムを全校配備する。	・現状分析と計画作成 ・校務支援システム導入に係る課題の洗い出し ・校務支援システムの全校配備	令和3年4月に統合型校務支援システムを全校に配備した。教員同士の情報共有や、教育委員会と学校との連絡など効果的な活用を図っている。
	②立川市教育委員会は、令和2年度を目指し、全校での学級事務の共同実施を進める。	・試行導入と検証 ・全校導入	令和3年度に学校事務の共同実施を完了した。
	③学校は、校内清掃において合理的に回数や範囲等を設定し、地域人材等の参画・協力を得ることを検討する。清掃	・地域人材等の参画や協力の検討	学校の実情に応じ、校内清掃の合理化を

	<p>指導については、輪番等によって教員の負担を軽減する等の取組をしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえた取組の推進 	図った。一方で、外部人材等の活用は難しかった。
④	学校は、ネットワーク型学校経営システムの下、地域学校協働本部事業や、生涯学習推進センターの学校支援ボランティア事業を有効利用して、積極的な外部人材の活用を進める。立川市教育委員会は、学校のニーズに合った地域人材等の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに合った地域人材等の確保 ・外部人材の積極的な活用 	学校の教育活動の内容に応じ、外部人材を積極的に活用している。
⑤	立川市教育委員会は、平成31年度（2019年度）までにコミュニティ・スクールを全校で導入し、地域の活性化と協働化を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・全校での導入 ・課題の洗い出し及び改善 	平成31年度までに、全校をコミュニティ・スクールとして指定した。
⑥	立川市教育委員会は、副校長補佐やスクール・サポート・スタッフを導入し、学校における具体的な副校長及び教員への支援を行わせ、副校長及び教員の業務軽減を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・副校長補佐やスクール・サポート・スタッフの全校配置 	スクール・サポート・スタッフは全校配置できた。副校長補佐は、都の基準に基づき配置できた。
⑦	立川市教育委員会は、立川市商工会議所や立川市青年会議所等との連携を強化し、中学生の職場体験受入事業所の確保に努め、各中学校に情報提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校へ必要枠数の確認 ・学校への情報提供 	職場体験の実施状況について、情報を集約し、中学校へ情報提供している。
⑧	立川市教育委員会は「登校支援員」「シルバー人材ボランティア」の拡充、地域学校協働本部による放課後から夜間などにおける見回りを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・一部採用と拡充 ・関係各所との連携 	シルバー人材ボランティアによる登下校時の見守りは実施できている。
⑨	学校は、データベース「教育情報フォーラム」の活用を推進するとともに、校内での授業プランやワークシート等の一元管理を進め、様々な情報や資料、教材等の共有化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育情報フォーラムの活用 ・各校の実践の共有 	校務支援システムにより、指導に関する資料や教材等の情報共有がすすみ、指導に生かされている。
⑩	教育委員会は、教職員の毎月の出退勤状況を収集し、第3章で掲げた本計画の方針について進捗を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・出退勤情報の収集 ・方針の進捗確認 	毎月全校から出退勤の状況を収集し、状況把握をしている。
⑪	教育委員会は、1年に1度本計画で掲げた各取組を振り返り、進捗を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の振り返り 	取組を振り返り、進捗確認をした。

3 立川市立学校教員の勤務実態

（1）立川市立学校教員の1か月当たりの時間外在校等時間の割合（年間）

1か月の時間外在校等時間	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
0～45時間	34.3%	33.8%	36.2%	35.9%
45～80時間	44.0%	41.5%	45.1%	48.1%
80～100時間	13.3%	16.0%	12.6%	10.7%
100時間以上	8.4%	8.7%	6.1%	5.3%

(2) 都内公立学校教員と立川市立学校教員の時間外在校等時間の割合（10月分）

1か月の時間外 在校等時間	都内公立小学校教諭等				都内公立中学校教諭等			
	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
0～45時間	48.5%	55.4%	61.0%	61.8%	42.5%	48.7%	51.3%	50.1%
45～80時間	42.3%	38.7%	35.4%	34.9%	41.4%	39.0%	38.8%	39.9%
80時間以上	9.2%	5.9%	3.6%	3.3%	16.1%	12.3%	9.8%	10.0%

1か月の時間外 在校等時間	立川市立小学校教諭等				立川市立中学校教諭等			
	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
0～45時間	50.5%	54.3%	63.2%	65.5%	38.3%	39.0%	42.7%	50.0%
45～80時間	42.3%	36.6%	32.9%	30.0%	39.7%	40.8%	46.8%	36.0%
80時間以上	7.3%	9.1%	3.9%	4.5%	22.0%	20.2%	10.6%	14.0%

都内公立学校教員と立川市立学校教員の時間外在校等時間の割合に大きな違いはない。どちらの教員とも時間外在校等時間は減少傾向であるものの、長時間勤務を行う教員は相変わらず多い状況である。

また、小・中学校の教員を比較してみると、小学校教員よりも、中学校教員の方が長時間勤務を行う教員が多い。中学校教員の時間外在校等時間が多いう理由としては、授業準備や教材研究のほか、部活動指導が要因として考えられる。

4 立川市教育委員会において実施している主な取組

立川市教育委員会は、「立川市 学校における働き方改革総合プラン」に掲げた目的を達成するために、様々な取組を実施してきた。これまでに実施してきた主な取組は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間の上限時間の原則

文部科学省の「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」や東京都教育委員会の「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を受け、令和2年4月、「立川市立学校管理運営規則」を改正した。この改正により、時間外在校等時間は、原則として、1月について45時間、1年について360時間の範囲内と定めた。

- 時間外在校等時間の上限時間の原則**
- ① 1月について 45 時間
 - ② 1年について 360 時間

<特例的な扱い>

児童又は生徒に係る通常予見すことのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると教育委員会が認める場合には、時間外在校等時間及び月数を次に掲げる基準の範囲内とする。

- ① 1月について 100 時間未満
- ② 1年について 720 時間
- ③ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について 80 時間
- ④ 1年のうち、1月において45時間を超える月数について 6 月

(2) 在校時間の把握と意識改革

◆学校閉庁日及び年次有給休暇の取得目標値を設定

夏季休業期間中に、土日を含む5日間以上の学校閉庁日を設定するとともに、年次有給休暇の取得目標値を20日に設定している。

◆出退勤管理システムの導入

全小・中学校にタイムレコーダーを設置し、在校等時間を客観的に把握することができる出退勤管理システムを導入した。

◆自動音声装置の導入

勤務時間外における教員の負担を軽減し、授業準備等に集中できる体制を整備するために、授業日の夜間及び土曜・日曜日、祝日等において電話応対は、児童音声装置を導入し、音声案内を行っている。

(3) 部活動の負担軽減

◆部活動指導員の配置

専門的な技術指導や学校外での活動の引率等を行うことができる部活動指導員を配置している。

(4) 業務改善・指導体制の充実

◆統合型校務支援システム等の整備・活用

統合型校務支援システムや高速プリンターを導入することにより、ＩＣＴを活用した効率的な校務事務を行っている。

◆児童・生徒の一人1台タブレットＰＣの整備・活用

児童・生徒一人ひとりの学習の定着度合に応じた授業を可能とする一人1台タブレットＰＣにより、計画的・効果的に授業展開を図っている。

◆学校事務共同実施

学校ごとに行われていた学校事務を3つの学校共同事務室に集約化することにより、市内全校の学校事務の効率化を図っている。

◆私費会計事務の標準化

学校独自の会計処理方式を廃止し、私費会計事務の標準化を全校で実施することにより、統一的・効率的に事務処理を行っている。

◆学校給食費の公会計化

学校給食費を公会計化することにより、保護者の利便性や事務の効率化を推進し、教員の負担軽減を図っている。

◆コミュニティ・スクールの導入

コミュニティ・スクールを全校導入し、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が一体となった教育活動を展開することにより、地域との協働による学校経営の充実を図っている。

◆専門的な人材の配置

複雑化・多様化している課題を解決するために、児童・生徒の学校生活の適応支援を行う学校支援員をはじめ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校図書館支援指導員等を配置している。また、都の補助金を活用し、学習プリントの印刷や授業準備の補助などにより教員業務を補助するスクール・サポート・スタッフ、各種調査への回答や報告書作成、服務管理などを行う副校長補佐等を配置している。

5 「立川市 学校における働き方改革総合プラン」改定の基本的な考え方

立川市教育委員会は、「立川市 学校における働き方改革総合プラン」に基づき、様々な取組を進めてきたが、依然として長時間勤務の教員が多い状況である。そのため、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、教員が誇りとやりがいをもって働く環境づくりを一層進めていくためにプランの改定を行う。

プランの改定にあたっては、本プランの考え方は踏襲しつつ、国や都の動向、社会情勢の変化、学校現場の実態等を踏まえながら、より実効性のあるプランに改定していく。なお、東京都教育委員会において「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（令和6年3月）が策定されたことから、今後の立川市教育委員会の取組については、立川市立学校教員の任命権者である東京都教育委員会の目的や目標、取組の方向性と合わせていくこととする。

目的

次代を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持・向上を図る。

目標

1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教員をゼロとする。

取組の方向性

立川市立学校における働き方改革の推進に向け、5つの取組について具体的な対策を講じていく。

- 1 学校・教員が担うべき業務の精査
- 2 役割分担の見直しと外部人材の活用
- 3 負担軽減・業務の効率化
- 4 働く環境の改善
- 5 意識改革・風土改革

6 立川市教育委員会における今後の取組

立川市教育委員会は、「立川市 学校における働き方改革総合プラン」に掲げた目的を達成するためには、以下のとおり具体的な取組を実施していく。

(1) 学校・教員が担うべき業務の精査

教員が教員としての職務に専念し、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することにより、質の高い教育を実践できるようにするために、東京都教育委員会における業務の精査に基づき、立川市教育委員会においても、学校や教員が担うべき業務を精査していく。

(2) 役割分担の見直しと外部人材の活用

教員が担うべき業務については専門員を活用することにより、また、教員以外の人材が担うことができるものについては役割分担を見直しすることにより、業務負担の軽減を図る。

◆専門的な人材の配置

児童・生徒の学校生活の適応支援を行う学校支援員をはじめ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校図書館支援指導員等を配置する。また、都の補助金を活用し、学習プリントの印刷や授業準備の補助などにより教員業務を補助するスクール・サポート・スタッフ、各種調査への回答や報告書作成、服務管理などを行う副校長補佐、副担任相当の業務を担い、担任を補佐するエデュケーション・アシスタント等を効果的に配置する。

◆部活動指導員の活用及び地域連携・地域移行の推進

実技指導や学校外での活動の引率を行う部活動指導員を活用するとともに、休日の部活動の地域連携・地域移行に向けての取組を推進する。

(3) 負担軽減・業務の効率化

教員の負担軽減と教育の質の向上を図るために、小学校教科担任制や校務負担軽減のための時数軽減、会議・調査等の縮減に取り組むとともに、ＩＣＴを効果的に活用する。

◆小学校教科担任制の推進

小学校高学年における教科担任制を進めることにより、授業準備の効率化等を図るとともに、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。

◆授業時数や学校行事、会議、調査等の見直し・縮減

授業時数や学校行事等について指導・助言し、学校行事の廃止・統合や規模縮小等の見直しを進める。また、会議については、全教員に配布される校務用パソコンを活用した会議資料の電子化や事前配布、

終了時間の設定などを行うことにより、会議時間の短縮に努める。教育委員会から学校に発出する各種調査については、必要性を精選するとともに、調査が必要な場合においては、内容や調査方法等の見直しを行う。

◆児童・生徒の一人1台タブレットPCの活用

児童・生徒の学習活動の充実を図るため、タブレットPCを効果的に活用し、効率的な授業展開を図る。

◆統合型校務支援システムの活用

教員の校務負担軽減や校務情報の一元化を図り、ICTのさらなる利用及び活用を支援するとともに、研修会等により、活用を推進していく。

(4) 働く環境の改善

長時間勤務の影響等により心身の不調をきたす教員が多いため、メンタルヘルス対策を充実し、教員が働きやすい職場づくりを推進する。また、在宅勤務や時差勤務等の新たな働き方を一層促進するとともに、男性育業取得率の向上を推進し、子育てと仕事の両立を支援していく。

◆教職員アウトリーチ型相談事業

臨床心理士等が学校を訪問することにより、教職員が外部の専門家と個別相談できる環境を提供し、精神的負担を軽減する。

◆新規採用教員メンター制度

小学校の新規採用教員が、同世代の先輩職員等（メンター）に、様々な相談を行うことができる環境を整えるとともに、メンター等に研修を行うことで、学校全体の人材育成力を向上させる。

(5) 意識改革・風土改革

働き方改革の取組を効果的に進めるため、教員一人一人の意識改革を進めるとともに、地域や保護者、関係機関等への理解・協力を促す。

◆出退勤システムによる在校等時間の見える化

出退勤システムにより在校等時間を客観的に把握・集計し、学校管理職と情報共有することにより、労務管理意識を高め、時間外在校等時間の減少を図っていく。

◆教員の意識改革

在校等時間の見える化や、管理職等への研修を行うことにより、管理職を含む教員一人ひとりがタイムマネジメントを意識した働き方ができるよう意識改革を推進する。

◆保護者・地域等への理解啓発

教員の長時間労働を改善し、学校教育の質の向上につなげていくため、働き方改革の目的や取組について、保護者や地域の方々に周知していく。